

## 大田市農業委員会 農地利用最適化推進委員 募集要項

農業委員会等に関する法律により、現在の農地利用最適化推進委員の任期が、令和9年1月31日で満了となることから、以下のとおり農地利用最適化推進委員を募集します。

### 1. 募集人数

28人（担当区域ごとの募集人数は、下記の表のとおりです。）

農地利用最適化推進委員担当区域及びその定数

| 区域名    | 区域の詳細   | 定数 |
|--------|---|----|
| 大田     | 大田町大田・大田町吉永・大田町野城                                 | 1人 |
| 川合     | 川合町川合・川合町吉永・川合町忍原                                 | 2人 |
| 久利     | 久利町久利・久利町市原・久利町佐摩・久利町松代・久利町行恒・久利町戸蔵               | 1人 |
| 大屋     | 大屋町大屋・大屋町鬼村・大屋町大国                                 | 1人 |
| 富山     | 富山町山中・富山町才坂・富山町神原                                 | 2人 |
| 朝山・波根  | 朝山町仙山・朝山町朝倉・波根町                                   | 1人 |
| 久手     | 久手町波根西・久手町刺鹿                                      | 2人 |
| 鳥井     | 鳥井町鳥井・鳥井町鳥越                                       | 1人 |
| 長久     | 長久町長久・長久町土江・長久町稲用・長久町延里                           | 2人 |
| 静間・五十猛 | 静間町・五十猛町  | 1人 |
| 池田     | 三瓶町池田・三瓶町小屋原                                      | 1人 |
| 志学     | 三瓶町志学・三瓶町上山                                       | 1人 |
| 北三瓶    | 三瓶町多根・三瓶町野城・山口町山口・山口町佐津目                          | 2人 |
| 大森・水上  | 大森町・水上町白坏・水上町三久須・水上町福原・水上町荻原                      | 1人 |
| 祖式     | 祖式町   | 1人 |
| 大代     | 大代町大家・大代町新屋                                       | 1人 |
| 温泉津・福波 | 温泉津町温泉津・温泉津町小浜・温泉津町上村・温泉津町飯原・温泉津町福光・温泉津町今浦・温泉津町吉浦 | 1人 |
| 湯里     | 温泉津町湯里・温泉津町西田                                     | 1人 |
| 井田     | 温泉津町井田・温泉津町太田・温泉津町荻村・温泉津町福田                       | 2人 |
| 仁万・馬路  | 仁摩町仁万・仁摩町天河内・仁摩町馬路                                | 1人 |
| 大国     | 仁摩町大国   | 1人 |
| 宅野     | 仁摩町宅野   | 1人 |

### 2. 任 期

農業委員会が委嘱した日（令和9年2月上旬予定）から令和12年1月31日まで

### 3. 身 分

大田市の特別職の非常勤職員

### 4. 主な職務内容

担当区域において、農地利用の集積・集約化に向けた農地の出し手・受け手への働きかけ

の実施。遊休農地の発生防止と解消の推進。年 1 回担当区域内の農地の利用状況調査の実施。新規参入の支援活動。地域の農業者等の話し合いの推進等、農業委員会の委員と連携した現場活動。

## 5. 基礎報酬

月 額 17,300円

※上記の基礎報酬とは別に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算（国からの交付金）の範囲内において市長が定める額を加算いたします。

## 6. 推薦を受ける人及び応募する人の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。ただし、次のいずれかに該当する人は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

## 7. 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送または持参により提出してください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

### (1) 推薦及び応募様式

①農業者等（個人）が推薦する場合 【様式第1号】

※農業者その他関係者3名以上の推薦が必要です。

※推薦を受ける者の同意が必要です。

②農業者等（法人又は団体）が推薦する場合 【様式第2号】

※市内に本店又は支店を有する法人であること。

※3人以上で構成された市内に所在する団体であること。ただし、団体の住所、代表者、構成員、設立目的等の定めがある団体に限る。

※推薦を受ける者の同意が必要です。

③自ら応募する場合 【様式第3号】

### (2) 様式の入手方法

次の窓口のほか、大田市ホームページからもダウンロードできます。

- ・大田市役所（農業委員会事務局、仁摩支所、温泉津支所）、各まちづくりセンター
- ・大田市ホームページ(URL <https://www.city.oda.lg.jp/>)

## 8. 受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで

※推薦書又は応募届出書を持参される場合は平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込状況によっては受付期間を延長する場合があります。その場合は、大田市ホームページ等によりお知らせします。

## **9. 応募情報の公表**

法令に基づき、受付期間の中間及び期間終了後に大田市ホームページ等において申込者に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦をする人（個人）の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 推薦をする法人又は団体の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける人、又は応募する人の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をする人が、推薦を受ける人を別途募集する大田市農業委員会の委員に推薦しているか否かの別、又は応募する人が同委員に応募しているか否かの別

## **10. 選定方法**

大田市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに審査を実施し（必要に応じて面接を行う場合があります）、その審査結果を参考に大田市農業委員会総会（令和9年2月）に諮り、正式決定いたします。その後、被推薦者並びに応募者に結果を文書で通知します。

### **11. その他**

農業委員会の委員の募集も別途行われています。詳しくは下記の大田市農業委員会事務局にお問合せください

### **12. 推薦・応募に係る書類の提出及び問い合わせ先**

〒694-0064

大田市大田町大田口1111番地（大田市役所内）

大田市農業委員会事務局

- ・電話 0854-83-8198（直通）
- ・ファクス 0854-82-9731
- ・電子メール o-nougyou@city.oda.lg.jp